

令和4年1月17日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「『第6波』非常事態宣言」について

平素から本県の感染防止対策の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、今月11日に「『第6波』突入 オミクロン株緊急対策」を発出し、感染防止対策や医療・検査体制の強化に取り組んでいるところです。

しかしながら、これまでにないスピードで感染が急拡大しており、現在、人口10万人あたり陽性者数（7日間移動合計）は65.39人で「レベル4相当」に、病床使用率も「レベル2相当」であるものの20.0%を超え、連日上昇続きになっております。

これを受け、同月17日に開催した岐阜県新型コロナウイルス感染症第37回対策協議会・第49回対策本部本部員会議において、別添「『第6波』非常事態宣言」を決定するとともに、国に対し、本県への「まん延防止等重点措置」適用を要請いたしました。

また、今後、重点措置が適用され次第、速やかに飲食店等に対する営業時間の短縮要請など、必要な措置を講じてまいります。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

・「『第6波』非常事態宣言」